

英国日本人会会長

佐野圭作さん。76歳。シャーロックホームズ博物館を探している時に道を尋ねた。名刺を貰ってびっくり。伝説的人物だった。37歳の時、日本の損保会社のロンドン駐在員。42歳の時、イギリス在住の日本人のための損保会社を設立。53歳の時、英国日本人会を設立し、会長として活躍。現在ロンドンに桜を植える活動をしている。それらの功績により昨年旭日双光章を受賞。



(竹内)

消費税軽減税率制度の農業者等への影響

消費税の納付税額は、通常は次のように計算します。

＜課税売上げに係る消費税額－課税仕入れ等に係る消費税額＞

しかし、その課税期間の前々年又は前々事業年度(以下「基準期間」という。)の課税売上高が 5,000 万円以下で、事前に所定の届出を所轄税務署に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高に一定率を乗じた金額を控除することができる「簡易課税制度」の適用を受けることができます。

簡易課税では、事業形態を第一種から第六種までの 6 つの事業に区分し、それぞれの事業の課税売上高に対し、第一種事業については 90%、第二種事業については 80%、第三種事業については 70%、第四種事業については 60%、第五種事業については 50%、第六種事業については 40% のみなし仕入率を適用して控除する税額を計算します。

このうち、第三種事業とは、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。

この点、令和元年 10 月 1 日を含む課税期間(同日前の取引は除きます。)からは、農業、林業、漁業のうち、食用の農林水産物を生産する農林水産業について、事業区分が第三種事業から第二種事業へ変更され(みなし仕入率が 70% から 80% に引き上げられる)、税負担が軽減される措置がとられます。

また、これまで農業者の方は、農協等を通じて委託販売を行う際、農協等の販売手数料を控除した後の額を課税売上高とすることが可能でしたが、軽減税率導入後は、実際の販売額(販売手数料を控除する前の額)を課税売上げ(食用 8%)とし、販売手数料を課税仕入れ(10%)として、それぞれ計上することになります。

その結果、基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合には、免税事業者から課税事業者となることとなり、5,000 万円を超える場合には、簡易課税制度が適用できなくなるので、留意が必要です。

(大寺)

10月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料 160 万円未満: 請負金額 18,000 万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業 4 日未満 7 月～9 月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 労働保険料の納付<延納第 2 期分>(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額<8 月～11 月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届
労災年金受給権者(7 月～12 月誕生日の者)定期報告

- ※ 社会保険労務士制度推進月間
- 全国労働衛生週間(1 日～7 日)
- 高齢者雇用支援月間
- 中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
- 健康強調月間



10月の税務

- 10月10日
- 1 9 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 10月15日
- 2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日
- 3 8 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 4 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6 2 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 7 消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 8 消費税の年税額が 4,800 万円超の 7 月、8 月決算法人を除く(法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(6 月決算法人は 2 か月分)<消費税・地方消費税>
- 10月中において市町村の条例で定める日
- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 3 期分)

※税理士相互扶助の日…10月26日

最低賃金が変わります！！

令和元年10月1日から徳島県の最低賃金が時間額 **793円** になります(前年度 766円)。
使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

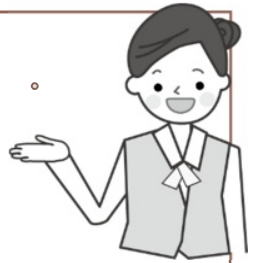
賃金が最低賃金額以上になっているか、確認をお願いします。

- ① 時給の場合: 時給 $\geq$ 最低賃金(793円)
 - ② 日給の場合: 日給 $\div$ 1日の所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金(793円)
 - ③ 月給の場合: 月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金(793円)
- (例) $793 \text{円} \times 173 \text{時間} / \text{月} = 137,189 \text{円以上}$

なお一部の人(特定の産業等)には、例外があります。

不明な点等ございましたら、当事務所へお問い合わせください。

(徳永)



医療係

消費税 軽減税率

2019年10月1日からの消費税率引き上げと同時に、8%の軽減税率が導入されます。軽減税率の対象となる品目は以下の通りです。

- (1) 飲食料品(食品表示法に基づく食品で酒類を除くもの)
- (2) 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

飲食料品については、外食・ケータリング等は標準税率(10%)が適用となります。

医療機関での具体例

医療機関においては、社会保険診療に該当するものは消費税が非課税です。ただし、自由診療や窓口での物品販売など課税対象となるものもありますので、そういったものについては対応が必要です。

課税対象となるものの例を税率別に区分すると以下のようになります。

【標準税率の対象となるもの】

自由診療、文書料(※)、マスクや歯ブラシ等飲食料品に該当しないもの、院内売店での飲食料品以外の販売、社会保険診療に該当しない医薬品・医薬部外品等

※文書料には、傷病手当金意見書交付料、労災保険の文書料等非課税となるものもあります。

【軽減税率の対象となるもの】

ガムなど飲食料品に該当するもの、特定保健用食品・健康食品・栄養機能食品・美容食品(食品表示法に基づく飲食料品に該当する為)、院内売店での飲食料品の販売等

なお入院時の病院食の提供は、社会保険診療に該当するものであれば消費税は非課税です。ただし、患者の自己選択により特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については非課税とならず、標準税率(10%)が適用されます。

(後藤)

建設係

改正建設業法施行

2019年6月12日に公布され、公布後1年6ヶ月以内に施行する、としていた改正建設業法のほとんどが2020年10月1日に施行されることが正式に決定されました。

主な改正は以下のとおりです。

- 許可基準の見直し(社会保険加入の許可要件化、経営業務管理責任者の配置規制の緩和)
- 事業承継に対する許可の特例
- 著しく短い工期の禁止
- 監理技術者の専任義務の緩和
- 主任技術者の配置義務の合理化
- 建設資材製造業者に対する勧告



(岸上)

資産税係

消費税率引上げと住宅取得支援制度 その2

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の拡充について

住宅借入金等特別控除とは、個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築等をして、一定の要件を満たす場合、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除するものです。

消費税率 10%が適用される住宅の取得をして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に入居した場合には、控除期間が 3 年間延長されます。

居住開始時期	～平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月～令和 2 年 12 月
消費税率	8%	10%
控除期間	10 年間	13 年間
控除限度額	＜1～10 年目＞借入金年末残高(上限 4,000 万円 ^{注1})×1% (最大控除額 40 万円 ^{注2} /年)	
	なし	＜11～13 年目＞以下のいずれか小さい額 ◆ 借入金年末残高又は住宅取得対価(上限 4,000 万円 ^{注1})のうちいずれか少ない方の金額×1% ◆ 建物購入価格(上限 4,000 万円 ^{注1})×2%÷3

(注1)認定住宅は 5,000 万円(注2)認定住宅は 50 万円

※制度の適用には要件があります。詳しくは当事務所までおたずねください。(坂田)

会計制度

簿記について⑤ 補助簿①

今回は、補助簿について解説いたします。

補助簿とは、仕訳の作成にあたり、特定の取引について記録する帳簿のことを言います。商取引が単純な会社であれば、証憑から直接仕訳を作成することもできますが、会社が大きくなり、取引が複雑になると、売上や仕入、売掛金や買掛金といった動きが大きな科目について補助簿を設けることで、早くて正確な処理が可能となります。

ほとんどの会社が現金出納帳を作成しますが、現金出納帳も補助簿の一つです。

これ以外にも、右のような補助簿を設けることがあります。

なお、①は銀行口座ごとに、②～⑦は取引先ごとに作成していきます。

これらの勘定科目は、比較的好き動き、その内容も重要なものが多いと言えます。

- ① 預金出納帳
- ② 売上帳
- ③ 仕入帳
- ④ 売掛帳
- ⑤ 買掛帳
- ⑥ 受取手形記入帳
- ⑦ 支払手形記入帳

(孝志洋)

リスマネ委員会

自然災害による損害を補償する各種損害保険の補償内容について

近年は、豪雨や台風などの自然災害が多くなってきているように思います。自然災害の発生を個人の力で防ぐことはできませんが、知識があれば備えることはできると思います。

そこで今回は自然災害を補償する各種損害保険の補償内容を解説いたします。

保険金の種類	補償内容
自動車保険	「車両保険」を付けていると、台風や洪水などの風水災害等によって自動車が損害を被った場合に保険金が支払われます。
火災保険①	<u>建物が保険の対象で水災補償がセットされている場合</u> 台風や豪雨等によって洪水となり、家屋が流されるなどの損害が生じた場合や、居住部分が床上浸水したことにより建物が損害を受けた場合に、保険金が支払われます。
火災保険②	<u>家財が保険の対象で水災補償がセットされている場合</u> 台風や豪雨等によって洪水となり、家財が流されるなどの損害が生じた場合や、保険の対象である家財を収容する建物の居住部分が床上浸水したことにより家財が損害を受けた場合に、保険金が支払われます。
傷害保険	台風や豪雨等によってケガをした場合、保険で補償され、保険金が支払われます。

(さくらビジネス)

研修会・懇親会 好評のうち終了しました！！

研修会 講師のご紹介

- ◆社会保険労務士・キャリアカウンセラー
貫場 恵子 氏
- ◆株式会社 日本M&Aセンター
上席執行役員
雨森 良治 氏
- ◆弁護士法人心の帆 後藤田法律事務所
代表弁護士
後藤田 芳志 氏
弁護士
宮澤 由浩 氏
弁護士
折野 征平 氏

好評のうち終了致しました！！
暑い中のご参加ありがとうございました。



インターンシップ

当事務所では、毎年インターンシップの受入れをしております。
9月9日より1週間、文理大学の学生（男子）2名が研修生として勉強に來られました。
最終日に感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

「さくらのBLOG」紹介

私は9月9日から13日までの5日間、インターンシップをさせていただきました。インターンシップ初日はとても緊張していましたが、皆さんが優しくご指導してくださったのですぐに緊張はほぐれました。データの作成や入力をやらせていただきましたが、初めて見るものばかりでとてもいい刺激を受けました。

5日間のインターンシップを通して、仕事は大変であると同時に楽しさと達成感もあるのだなと感じることができました。このような体験ができたのも、さくら税理士法人さんに受け入れてもらえたおかげです。短い間でしたが本当にありがとうございました。

O. R (研修生)

さくら税理士法人で5日間のインターンシップを受けさせていただきました。Excel や簿記を使いデータの作成や整理などを行いました。慣れない仕事で分からないことが多くありましたが、分かりやすく教えてくださり、少しずつ慣れていくことができました。

このインターンシップを通して、実際の仕事を体験することで、仕事の大変さなどを知ることができ、とても良い経験になりました。このインターンシップで学んだことを生かして就職活動に励みたいと思います。短い期間でしたが、インターンシップを受けさせていただきありがとうございました。

T. Y (研修生)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181